

駐車場設置に関する条例改正等の概要について

(平成31年4月1日より適用)

1. 高山市駐車施設附置条例の一部改正 (平成30年12月25日公布)

①駐車施設の設置台数の基準の見直し (第3条関係)

駐車場整備地区内のうち城下町景観重点区域については、特定用途 (百貨店その他の店舗以外) の建築物について設置台数を低減する。

改正前			改正後			
用途	特定用途 (百貨店その他の店舗、事務所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場、ホテル、旅館、遊技場、体育館、病院、倉庫、工場など)	非特定用途	用途	特定用途		非特定用途
				百貨店その他の店舗	百貨店その他の店舗以外	
面積	150㎡	450㎡	面積	150㎡	200㎡	450㎡

※面積 駐車施設1台あたりの建物床面積

②設置場所の特例による基準の見直し (第7条関係)

特例により、駐車施設を建築敷地から離れた場所に設ける場合について、建築敷地からの距離の限度等を見直し、城下町景観重点区域内の駐車場の設置を抑制する。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 建築物の敷地からおおむね200m以内の場所であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的建造物群保存地区及び市街地景観保存区域に駐車施設を設ける場合は、当該特例を適用しない。 建築物が城下町景観重点区域外にある場合は、建築物の敷地からおおむね200m以内の場所であること。 建築物が城下町景観重点区域内にある場合は、建築物の敷地からおおむね500m以内の場所であること。

2. 駐車場の景観基準の新設 (高山市景観計画の変更)

町並みの連担性を確保するため、屋外における駐車場の道路側の間口 (出入りに必要な部分を除く) においては、板塀又は生け垣を設置する。

適用区域：駐車場整備地区、城下町景観重点区域、中心商業景観重点区域、市街地景観保存区域

※景観基準の詳細については、都市計画課政策企画係 (電話 0577-57-7444) にお問い合わせください